

# 日本愛猫血統登録センター(CRC)

## ● 諸料金表

| 種 別                              | 料 金     |         |
|----------------------------------|---------|---------|
| ※入会費・年会費は必要ありません                 |         |         |
| 猫舎号登録料                           | 5,300 円 |         |
| 一胎猫登録料(仔猫1匹につき)                  | 2,100 円 |         |
| 登録証明書 発行料                        | 1,600 円 |         |
| 所有権登記料(名義変更料)                    | 3,200 円 |         |
| 血統書 再発行料                         | 2,100 円 |         |
| 登録証明書 再発行料                       | 1,100 円 |         |
| 血統書訂正                            | 訂正前原本あり | 1,100 円 |
|                                  | 訂正前原本なし | 3,200 円 |
| ***他団体の血統書をCRCの血統書で発行***         |         |         |
| 単猫登録料                            | 2,100 円 |         |
| 血統書書換(CRCに完全移籍)<br>※他団体原本回収、返却不可 | 廃止      |         |

※猫の申請同時名変サービスは終了となりました。

## 料金の支払い方法

### ①振込の場合

●郵便振込…振替用紙にて

口座番号：00170-1-166094

口座名：NPO法人 日本社会福祉愛犬協会

●銀行振込はおこなっておりません。

※申請書類をお送り頂く際に、振込後の控え(コピー)を必ず同封してください。

※NPO法人日本社会福祉愛犬協会設立に伴い、犬血統書振込先と同一になりました。振込みの際、払込用紙の通信欄に「猫血統書申請分」とご記入下さい。

### ②現金の場合

●現金書留にて、書類同封の上お送りください。

※血統書申請者名と振込(支払)者名は統一して下さい。異なる場合は必ずその旨お知らせください。

※入金の確認がとれない場合、血統書発行が遅れる原因となります。

## ●申請についてのお願い

①交配証明書への署名と捺印

②他団体母猫は必ずCRCへの登録が必要です。

交配証明裏面にご記入ください。(母犬所有者は仔猫繁殖者と同一)

CRCの血統書をお持ちの場合は、名義変更が必要です。

③他団体猫は必ず血統書のコピーを添付してください。添付がない場合は登録不可となります。

※コピーは、血統データが鮮明なものをお送りください。文字がつぶれていたり、不鮮明なものは入力できません。

④名義変更する場合は、お手元の原本をご返却ください。(折り曲げて結構です)

名義変更後の新しい血統書を発行いたします。

⑤訂正の際、訂正前の原本を必ずご返却ください。原本の回収が出来ない場合、再発行の扱いとなります。

交配証明書裏面に訂正内容をご記入ください。

※生年月日、性別の訂正は繁殖者を通してご申請ください。

⑥血統書を複数ヶ所に郵送希望される場合は、所定の郵送料(一箇所につき120円)を頂きます。

⑦至急発行は行っておりません。余裕をもってご申請ください。

※申請書類に不備などありませんよう、ご確認の上ご申請ください。

※血統書の発行は通常、申請書類受付後(入金確認後)、約2週間前後となっております。

※申請をしてから一ヶ月以上が経過しても血統書が届かない場合はご連絡ください。

未入金、不備、書類未着などの理由が考えられます。

●詳しくは、お気軽にお問い合わせください。TEL/03-3847-5298 FAX/03-3847-5438

〒110-0015 東京都台東区東上野 4-13-7(警察犬会館 6階)KCJ内